

長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、別に定める長久手市耐震改修促進計画（住宅・建築物耐震化促進計画）に基づき旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 長久手市内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家又は貸家を問わない。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 階数は、2階建て以下のもの

エ 現に居住の用に供しているもの

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 長久手市が実施した無料耐震診断

イ （一財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 旧判定値 （一財）日本建築防災協会「わが家の耐震診断」による評点をいう。

(4) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(5) 耐震補強工事計画

前号のいずれかの基準により算定したもので、判定値を1.0以上とする計画をいう。

- (6) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅の所有者（現にその建物に居住する者で居住者の同意を得られるもの、区分所有建築物にあっては建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法47条第1項に規定する法人を含む。）
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

（補助の対象工事）

第4条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事とする。

- (1) 第2条第2号ア又はイに規定する木造住宅耐震診断の結果、旧判定値又は判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震補強工事計画に基づく耐震改修工事。ただし、1.0未満の階別方向別上部構造評点を、旧判定値又は判定値（耐震改修工事前）に0.3を加算した数値以上とする工事に限る。
- (2) 第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震補強工事計画に基づく耐震改修工事。ただし、前号ただし書に相当する工事に限る。

2 1敷地につき1戸のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 1戸当たり（長屋又は共同住宅の場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数

があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業の申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請の前に、民間木造住宅耐震改修費補助金申込書（様式第1号）を市長に提出し、事前に事業の申込みをすることとする。

2 市長は、前項の事業の申込みがあったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付対象者を決定し、その旨を民間木造住宅耐震改修費補助金申込結果通知書（様式第2号。以下「結果通知書」という。）により通知するものとする。なお、交付対象者は、申請する日の属する年度の12月15日までに次条による交付申請をするものとし、当該日を過ぎた場合は、その権利を失うものとする。

(交付申請)

第7条 前条の交付対象者となり、補助金の交付を受けようとする者は、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 固定資産課税台帳登録事項証明書（第2条第2号アに規定する長久手市が実施する無料耐震診断による木造住宅耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。ただし、木造住宅耐震診断結果報告書に記載された旧基準木造住宅の所有者と交付申請時点の旧基準木造住宅の所有者が変更となっている場合は提出を求めるものとする。）

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第2号によるものに限る。）

(3) 耐震補強工事計画書

ア 案内図及び平面図

イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断結果（建築士の記名のあるものに限る。）

(4) 耐震改修工事見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査

の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 工事の契約及び着手は、民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書の交付日以降に行わなければならない。

（工事の着手）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震改修工事を着手したとき、速やかに民間木造住宅耐震改修工事着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた後、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

（補助事業の変更等）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）

(2) 補助金の額の変更

2 交付決定者は、前項に規定する変更申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の耐震改修工事の見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名があるものに限る。）

(2) 耐震改修工事の変更内容を表した図面（改修工事変更前後の図面）

(3) 耐震改修工事後の判定値の確認ができる書類等（建築士の記名のあるものに限る。）

3 市長は、前2項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事の遂行が困難になったときは、速やかに民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、指示書（様式第9号）により交付決定者に指示するものとする。

（補助事業の中止）

第11条 交付決定者は、耐震改修工事の中止をしようとするときは、民間木造住宅耐震改修工事中止届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第12条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（様式第11号。以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (2) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (3) 工事請負契約書及び内訳明細書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）
- (4) 耐震改修工事が耐震補強工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士の記名のあるものに限る。）

2 市長は、前項の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 14 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 12 条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第 16 条 申請者は、補助金及び改修費用に関する収支を明らかにしておくとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密診断	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	(1) 地盤改良工事		(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (3) 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費	長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事に対する助成額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費（改修設計費及び附帯工事費を含む。）の 80%。ただし、115 万円を限度とする。 (2) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
補助金の交付金額	上記助成額から、(2)の額を差し引いた額

様式第 1 号（第 6 条関係）

民間木造住宅耐震改修費補助金申込書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

長久手市民間木造住宅耐震改修費補助事業につきまして、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申し込みます。なお、同要綱を遵守し、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議ありません。

記

1 建築物等の概要

- (1) 所有者の氏名 _____
- (2) 建物所在地 長久手市
- (3) 建設時期 明治・大正・昭和 年 月 頃
- (4) 建物規模 2 階建て・平家建て
- (5) 床面積 1 階 _____m² 2 階 _____m² 合計 _____m²
- (6) 耐震性の有無 無し（ _____ 年度診断）
- (7) 改修工事の時期 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで（予定）

2 市税納付状況確認の同意

耐震改修費補助金の申込みにあたり、次に掲げる市税の納付状況の確認のため、職員が私の市税の納付状況を確認することについて同意します。

- (1) 市民税（個人・法人）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 都市計画税
- (5) 国民健康保険税

3 暴力団員でないことの確約

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員と密接な関係を有しないことを確約します。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金申込結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました補助金については、下記
のとおり決定したので通知します。

記

- 1 申込結果
- 2 建物所在地
長久手市
- 3 補助金交付申請期限
- 4 その他

様式第3号（第7条関係）

民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

補助金の交付を受けたいので、長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 工事の名称 耐震改修工事
- 3 建物所在地 長久手市
- 4 建設時期 明・大・昭 年 月
- 5 床面積 1階 m²、2階 m²
- 6 補強計画
- (1) 補強前の評点 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向

実施事業名等（該当するものを○で囲む。）

ア 長久手市民間木造住宅耐震診断事業（ 年度実施）

イ （一財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断（ 年度実施）

診断者 氏 名

資 格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 号
() 建築士 () 登録 第 号

- (2) 改修後の評点 1階 X方向 Y方向
2階 X方向 Y方向

改修設計者 所 属

氏 名

資 格 愛知県木造住宅耐震診断員 第 号
() 建築士 () 登録 第 号

- (3) 補助対象工事費 金 円

- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 固定資産課税台帳登録事項証明書（第2条第2号アに規定する長久手市が実施する無料耐震診断による木造住宅耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。ただし、木造住宅耐震診断結果報告書に記載された旧基準木造住宅の所有者と交付申請時点の旧基準木造住宅の所有者が変更となっている場合は提出を求めるものとする。）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (3) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図及び平面図
 - イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断結果（建築士の記名のあるものに限る。）
- (4) 耐震改修工事見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記
のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 交付決定額

金 円

4 交付の条件

様式第 5 号（第 9 条関係）

民間木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた民間木造住宅耐震改修工事については、下記のとおり着手したので長久
手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出
ます。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 着手日

年 月 日

様式第6号（第10条関係）

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた民間木造住宅耐震改修工事の内容を下記のとおり変更したいので、長
久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第10条第1項の規定により関
係書類を添えて申請します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 変更の内容

4 変更の理由

5 添付書類

- (1) 変更後の耐震改修工事の見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けた
もので、施工業者又は建築士の記名があるものに限る。）
- (2) 耐震改修工事の変更内容を表した図面（改修工事変更前後の図面）
- (3) 耐震改修工事後の判定値の確認ができる書類等（建築士の記名のあるも
のに限る。）

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった民間木造住宅耐震改修工事の変更については、下記のとおり承認し、それに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 変更後の交付決定額

金 円

4 承認の内容

5 その他

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた民間木造住宅耐震改修工事について、下記のとおり工事の遅滞等が生
じたので長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規
定により報告します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 遅滞の内容

4 遅滞の理由

第 号
年 月 日

様

長久手市長

指示書

年 月 日付けで報告のあった民間木造住宅耐震改修工事の遅滞等については、下記のとおり指示します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 指示の内容

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

民間木造住宅耐震改修工事中止届

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた民間木造住宅耐震改修工事について、下記のとおり中止したいので長
久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により届け出ま
す。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 中止の理由

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた民間木造住宅耐震改修工事が下記のとおり完了したので、長久手市民
間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により関係書類を
添えて報告します。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 建物所在地 長久手市
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類

- (1) 工事請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）
- (2) 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの）
- (3) 工事請負契約書及び内訳明細書の写し（耐震改修工事とその他の部分を
分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）
- (4) 耐震改修工事が耐震補強工事計画書に基づき施工されたことを証する書
面（建築士の記名のあるものに限る。）

耐震改修工事完了の確認

上記の民間木造住宅耐震改修工事は、補助金交付申請に基づき適正に工事が
施工されていることを確認した。 年 月 日

工事完了確認建築士氏名

建築士資格 1 級 2 級 木造

同資格番号

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

民間木造住宅耐震改修費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました民間木造住宅耐震改修工事
完了実績報告書により審査した結果、補助金の交付決定の内容に適合すると認
めましたので、下記のとおり額を確定したことを通知します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 建物所在地

長久手市

3 完了確認年月日

年 月 日

4 交付確定額

金 円

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

下記のとおり補助金を請求します。

記

1 工事の名称

耐震改修工事

2 支払請求額

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通・当座 （該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		